

令和6年12月19日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

高島市議会政治倫理審査会
委員長 山口 智之

審査結果報告書

令和6年8月9日付けで付託を受けた審査請求について審査した結果を、高島市議会議員政治倫理条例第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 審査請求の対象となる議員

今城 克啓 議員（当該議員は、令和6年7月19日で辞職）

2 審査請求の年月日

令和6年7月12日（受理：令和6年7月16日）

3 審査請求の事案の内容

令和6年5月10日に福井市長が廣本議長に対して行った「市議会議員の職員に対する行為等に関する申し入れ」により、令和6年3月13日（水）産業建設常任委員会の暫時休憩中および委員会終了後の議会事務局事務室において、今城克啓議員が議会事務局職員に対して複数回にわたり暴言を吐くとともに、職員に厳しく詰め寄り、強い口調で詰問したほか、感情的に大きな声で怒鳴るなどの行為が適示された。

4 審査請求の理由

本件事案は、労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）に抵触するとするものと考えられ、高島市議会議員政治倫理条例第3条第7号に違反する疑いがあることから、事実確認調査を行い、その結果に基づき厳正な措置を求めるものであり、高島市長から提出された文書（令和6年5月10日付け、高人事第44号）を、同

条例第3条に違反する疑いがあることを証する書類として添え、同条例第6条の規定に基づき審査を請求する。

5 審査の結果

(1) 結論

審査請求の事案は、高島市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第7号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認められる。

なお、審査の経過並びに審査請求者および高島市議会政治倫理審査会委員の意見等については、別紙のとおりである。

(2) 審査対象について

今城克啓議員（以下「審査対象議員」という。）は、本件審査請求が令和6年7月12日に行われ、その後の令和6年7月19日付けで辞職されている。

高島市議会では、審査対象議員が辞職した後であっても、条例第7条第2項第1号の「第3条の規定に違反する行為の有無」については、審査が可能であると判断され、本審査会に審査の付託が行われているが、本審査会においても、改めて審査請求時以降に辞職された議員を審査対象とすることができるのか否かについて検討した。

本件事案は、審査対象議員の在職中に起こったものであり、条例には、辞職された場合に調査が進められなくなるとの規定もなく、実質的な部分で、審査会が設置されたら、辞めてしまえばそれで調査が終わるのであれば、条例の目的に反することになる。また、請求時以降に発生した事象によって、請求要件の判断をしてしまうと審査会の安定が損なわれる。

条例の「審査対象となった議員」という規定であるが、これは行為があった時に議員だったものを対象にしていると解釈できる。

よって、審査対象議員は、審査請求時以降に辞職されているが、条例第7条第2項第1号の「第3条の規定に違反する行為の有無」については審査対象とできると判断した。

(3) 認定した事実

関係者からの意見聴取の結果、次の3点について事実認定した。

- ① 令和6年3月13日に産業建設常任委員会（以下「産建委員会」という。）が議場で開催されており、その会議中において、議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）の「答えになってない。」という発言が、答弁中の審査対象議員に聞こえたことに対して、審査対象議員から「何で、答えになってないねん。何、言ってるん。」との発言があったこと。
- ② 産建委員会の暫時休憩中に議場において、審査対象議員が事務局職員に対し、委員会開催中における事務局職員の上記①の発言について、数分程度、答弁の邪

魔をした旨の抗議をしたこと。

- ③ 産建委員会の終了後に、審査対象議員が議会事務局事務室に入室し、事務局職員に対して、5分程度、当該職員以外の事務局職員がその場に居合わせている状況の中、委員会開催中における事務局職員の上記①の発言について、再び興奮した様子で繰り返し抗議したこと。

(4) 認定した事実に対する評価

上記、審査対象議員の行為につき、条例第3条第7号の規定するパワーハラスメントに該当するか否かにつき採決を取ったところ、委員長以外の委員（※委員長は採決に加わらない。）6人中5人の賛成があったことから、審査対象議員の行為はパワーハラスメントに該当すると判断した。

各委員の判断について意見の要旨は別紙のとおりである。

(5) 附帯意見

高島市議会における再発防止の観点から、各議員は、改めて条例および規則の内容を十分理解し、規定を遵守されるよう求めるとともに、自ら襟を正し市民から疑念を抱かれるような行動を慎み、さらに高い倫理観を持って行動されることを強く望むものである。ハラスメント発生の要因は、行為者個人の問題にとどまらず、組織的、構造的な問題が背景にあることがある。高島市議会全体としても責任を自覚し再発防止の措置を講ずるよう望むものである。

このため、高島市議会には、次の2点を検討されたい。

- ① 議員と職員の関係性についての認識やパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントに何が、どういった場合が該当するかなど、より具体的なハラスメントに関しての研修の実施
- ② ハラスメント対策マニュアル等の策定等ハラスメントが発生した場合にスピーディーに対応ができる体制づくり

6 講じるべき措置の内容

審査対象議員が辞職されていることから、条例第12条第2項に規定されている議員を対象とする「議長が講じるべき措置」についての意見は付さないものとする。